別表1 (第3条、第4条関係)

施設区分	対象とする施設	補助率	申請下限額※1	補助上限額※2
入所系施設	介護老人福祉施設、地域密着型	1/2	60 万円	200 万円
(グループ	介護老人福祉施設、介護老人保			ただし定員 30 人を超
ホーム除	健施設、介護医療院、介護療養			える場合、超過する
<)	型医療施設、養護老人ホーム、			定員数に 3 万円を掛
	軽費老人ホーム、特定施設入居			けた金額を補助上限
	者生活介護、地域密着型特定施			額に加算する(その
	設入居者生活介護			場合の補助上限額は
				最大 600 万円)
グループ	認知症対応型共同生活介護事業	1/2	40 万円	100 万円
ホーム	所			
通所・訪問	訪問介護事業所、訪問入浴介護	1/2	20 万円	50 万円
	事業所、訪問看護事業所※3、夜			
	間対応型訪問介護事業所、定期			
	巡回・随時対応型訪問介護看護			
	事業所、通所介護事業所、地域			
	密着型通所介護事業所、認知症			
	対応型通所介護事業所、通所リ			
	ハビリテーション事業所、訪問			
	リハビリ事業所、短期入所生活			
	介護事業所※4、短期入所療養介			
	護事業所※4、小規模多機能型居			
	宅介護事業所、看護小規模多機			
	能型居宅介護事業所、訪問型			
	サービス事業所、通所型サービ			
	ス事業所、居宅介護支援事業			
	所、介護予防支援事業所、福祉			
	用具貸与・販売事業所			

<sup>※1</sup> 補助申請することができる補助対象経費の下限額。補助対象経費が申請下限額を下回る場合 は、補助対象外となる。

<sup>※2</sup> 令和4年度に石川県医療機関・福祉施設・公衆浴場等省エネ投資緊急支援事業費補助金の交付決定を受けている場合、補助上限額は、令和4年度の交付決定額を差し引いた額となる。

<sup>※3</sup> みなし指定事業所を除く。

<sup>※4</sup> 空床利用型を除き、かつ、事業実施前年度(事業実施年度に開設した事業所においては事業 実施年度)に介護報酬の請求がある事業所に限る。また、入所施設に併設する場合は1事業所 として扱わず、入所施設の定員に合算する。